

2023年3月3日

各 位

株 式 会 社 セ ル シ ス  
代 表 取 締 役 社 長 成 島 啓  
(コード番号：3663 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 : 取 締 役 伊 藤 賢  
電 話 番 号 : 0 3 - 6 8 2 0 - 9 5 9 0

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び 監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2023年3月3日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第11回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社へ移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、持続的な企業価値の拡大を図ることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

2023年3月30日開催予定の第11回定時株主総会において、必要な定款変更等の議案についてご承認いただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの強化のため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い必要となる、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項を変更案第31条第2項のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月30日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年3月30日(予定)

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

(2023年3月30日開催予定の第11回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
成島 啓	代表取締役社長	同左
川上 陽介	取締役会長	同左
稲葉 遼	取締役	新任
高橋 雅道	取締役	新任
伊藤 賢	取締役	同左
木下 耕太	取締役（社外）	同左

(ご参考)

新任取締役候補者の略歴等

氏名 (生年月日)	略歴		所有 株式数
稲葉 遼 (1990年1月23日)	2012年4月	株式会社セルシス入社	—
	2021年7月	同社アプリ開発3部長	
	2022年4月	同社アプリ開発1部長	
	2022年9月	当社アプリ開発1部長	
	2023年1月	当社執行役員（現任）	
高橋 雅道 (1997年1月6日)	2020年4月	株式会社セルシス入社	—
	2022年9月	当社WEBサービス部長	
	2023年1月	株式会社&DC3 取締役基盤開発部長	
	2023年2月	同社代表取締役社長（現任）	

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2023年3月30日開催予定の第11回定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
堀川 和政	取締役 常勤監査等委員（社外）	常勤監査役（社外）
小高 正裕	取締役 監査等委員（社外）	監査役（社外）
佐々木 惣一	取締役 監査等委員（社外）	監査役（社外）

現行定款	変更後定款
第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会  <削除> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第18条 (条文省略) 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、9名以内とする。  <新設>	第5条～第18条 (現行どおり) 第19条 (取締役の員数) <u>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> は、9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  2～3 (条文省略)	第20条 (取締役の選任) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2～3 (現行どおり)
第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  <新設>  <新設>	第21条 (取締役の任期) <u>1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第22条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。
第23条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、	第23条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役

取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第24条（条文省略）

第25条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

第26条～第28条（条文省略）

第29条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除）

1. （条文省略）
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

#### 第5章 監査役及び監査役会

第31条（監査役の数）

当会社の監査役は、3名以内とする。

第32条（監査役の選任）

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行

社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

第24条（現行どおり）

第25条（取締役会の招集手続）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第27条～第29条（現行どおり）

第30条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務の執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第31条（取締役の責任免除）

1. （現行どおり）
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

#### 第5章 監査等委員会

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

<p>う。</p> <p><u>第33条（監査役の任期）</u></p> <p>1. <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第34条（常勤の監査役）</u> 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>第35条（監査役会の招集手続）</u></p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第36条（監査役会規程）</u> 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、<u>監査役会の定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第37条（報酬等）</u> 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第38条（監査役の責任免除）</u></p> <p>1. <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></u></p> <p>第39条～第40条（条文省略）</p> <p><u>第41条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>第32条（常勤の監査等委員）</u> 監査等委員会は、その決議によって、常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p><u>第33条（監査等委員会の招集手続）</u></p> <p>1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第34条（監査等委員会規程）</u> 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがあるもののほか、<u>監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>第35条～第36条（現行どおり）</p> <p><u>第37条（会計監査人の報酬等）</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等</u></p>
---	--

<p>会の同意を得て定める。  第42条（条文省略）  第43条～第46条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;  &lt;新設&gt;</p>	<p><u>委員会</u>の同意を得て定める。  第38条（現行どおり）  第39条～第42条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>附則 1.（監査役の責任免除に関する経過措置）</u>  当社は、第 11 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	---

以上